



地域における様々な主体 の連携と協働を目指して

—平成25年度「連携・協働による消費者教育推進事業」を踏まえて—



文部科学省

目 次

はじめに.....	1
本報告書の利用について.....	3

第1部 消費者教育推進法施行に伴う消費者教育の取組の現状と課題

1. 調査概要.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 調査対象.....	4
(3) 調査時期.....	4
(4) 調査方法.....	4
(5) 回答数.....	5
2. 調査結果及び分析.....	6
(1) 教育委員会における取組状況調査.....	6
①集計項目.....	6
②調査結果及び分析.....	7
(2) 大学等における取組状況調査.....	43
①集計項目.....	43
②調査結果及び分析.....	44

第2部 多様な主体の連携・協働による実証的共同研究の成果と課題

1. 事業概要.....	69
2. 事業実施成果の検証.....	70
(1) 大学生に対する体系的な消費者教育実施に向けた教材開発～静岡大学.....	70
(2) 消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・ 検証～特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム.....	72
(3) 「食」を通じた消費者育成推進事業～雲南市教育委員会.....	75
(4) 地域で取り組む消費者教育推進事業～中萩校区まちづくり推進委員会.....	78

第3部 多様な主体の連携・協働による消費者教育の推進体制づくりと支援

1. 文部科学省の取組.....	81
消費者教育フェスタ	81
消費者教育アドバイザーの派遣.....	85
2. 平成25年度消費者教育フェスタ及びアドバイザー派遣事業の検証.....	86
おわりに.....	89
参考.....	94
1. 大学等及び社会教育における消費者教育の指針（平成23年3月30日 消費者教育推進委員会） .	95
2. 消費者教育の事例（教育委員会における取組状況調査より）	106
(1) 社会教育における消費者教育の事例	106
(2) 学校において実施している消費者教育の事例.....	159
3. 消費者教育の事例（大学等における取組状況調査より）	214
(1) 授業・ゼミにおける消費者教育の事例.....	214
4. 取組状況調査調査票、集計結果.....	261
(1) 調査票	261
(2) 集計表	273
①教育委員会.....	273
②大学等	292

はじめに

消費者教育推進委員会委員長（横浜国立大学教授）
西村 隆 男



消費者教育の推進に関する法律（以下、「推進法」という。）が施行されて2年になります。消費者教育に取り組む各地の動きも徐々にではありますが盛り上がってきているようです。消費者が自ら行動をして、より安全で心豊かな消費者市民社会を目指し、地域での連携・協働によって自ら発信しようという推進法の本質はすでにその端緒となる活動として見え始めてきました。

消費者教育推進の考え方は、地域におけるさまざまな主体の連携と協働が鍵とされています。地域の自治会、学校および関係者、消費者グループ、家庭、事業者・事業者団体、福祉団体、NPO等、そして何よりも一人一人の消費者自身がその輪の中に加わるのが肝要です。自由な話し合いや活動により、消費生活をめぐる地域の課題を見つけて、その解決を目指すプロセスで、これまで見えなかったものが見えてきます。気づかなかった新たな手法や取組が生まれることもあります。その積み重ねは、地域をより暮らしやすく、安心・安全で心豊かな社会に向かわせることでしょう。

本報告書では、平成25年度に実施した、全国の大学等及び都道府県・市区町村教育委員会を対象とし、各地域の消費者教育の取組状況等の調査について、結果を分析し示しています。本調査は、推進法制定以前の平成22年度に行ったほぼ同様の調査内容を、同一の調査対象に再度尋ねる方法によって、法施行前後における変化の有無をフォローアップしたものとなっています。

また、平成25年度新たにスタートさせた多様な主体の連携・協働による消費者教育の実証的共同研究の成果を検証しました。指定を受けたモデル事業は、静岡市、南大阪地域、島根県雲南市、愛媛県新居浜市中萩地区の4地域で実施されました。さらに、平成22年度から開催してきました消費者教育フェスタについて、平成25年度の実施状況の概略を解説するとともに、今後のあり方を提言しています。

消費者教育に関する取組状況調査（フォローアップ調査）の結果の詳細は本文に譲るとして、大学等に対する調査では学生への啓発・情報提供において3年前と比較すると、充実へ向けた各大学における努力が窺われます。また、消費者行政部局や消費生活センター等との連携においても強化が進んでいる状況が見受けられました。さらには、授業やゼミでの消費者教育関連の取組は多様な形で実施されるケースも散見されています。一方で、講師となる人材がいない、あるいは他の優先課題があり取り組めないなどという課題認識が高いという結果も読み取れました。

教育委員会における取組では、具体的な内容記述からすると、推進法施行後の今回調査では、消費者市民社会をテーマとする研修などが、まだ実数として必ずしも多くはないものの、開催されていることもわかりました。こうした取組は、独自の工夫によって実施されることが今後期待されることでしょう。

多様な主体による連携・協働による消費者教育の実証的共同研究では、大学を軸とし、生協や労金、消費生活センターなど多くの地域主体を連携させつつ、学生の活動による教材開発を行った取組、あるいは複数の大学や企業、消費者行政、教育委員会、NPO等を巻き込みながら、小中高校生、大学生向けの学習プログラムの開発や、普及・啓発支援者としての大学生トレーナーの育成に取り組んだ実践、「弁当の日」という地域イベントを通じて食生活を通じた消費者意識を広域的ネットワークを通じて高めようとする取組、消費者被害に遭遇することなく賢い消費者を目指す学習講座の運営を、公民館を核として、地区のさまざまな団体、住民で組織するまちづくり推進委員会を通じて行い、共助の考え方の普及を目指す取組がありました。

消費者教育フェスタは、回を重ねるごとに新たな視点や手法と出会うことで、関係者の幅の広がりや参考となる取組が見られるようになってきています。平成25年度は、札幌市、名古屋市、千葉市と3回の開催をし、初めて消費者庁が主催する地方消費者グループ・フォーラムとの共同開催の形での開催となりました。札幌市では、参加者が自ら考え行動できるベースを築くために、いわゆるワールド・カフェの実践を体験し、好評を得たようです。千葉市では、1日目は、小学校および中学校を会場として、家庭科・社会科等の公開授業と関係団体の御協力によるデモンストレーション授業が行われました。この取組に今回初めて特別支援学級が参加したことも特筆に値する試みとして高い評価を得ました。一方で、消費者庁がこれまで続けてきた地方消費者グループ・フォーラムと、文科省の消費者教育フェスタを合体させて開催することは、消費者教育推進における地域での連携・協働を目指す方向性として一定の評価を得ているものの、二つのイベントが融合した新たな成果を得ているかどうか検証することも必要となっている点が見えてきました。

これらの事業に加え、平成25年度は、推進委員会委員をはじめとした消費者教育に関する取組の先駆者や専門家を、地域の要請に基づき派遣する消費者教育アドバイザー制度を文科省事業として開始しました。消費者市民社会への構築という新たな時代のニーズは一朝一夕に完成するものではありませんが、さまざまな手法を駆使しつつ、地域の先進的取組の成果を共有しながら、実践を積み重ねることでゴールを目指していくことが求められていると言えるでしょう。

本報告書の利用について

本報告書は、消費者教育の推進に関する法律の施行に伴う全国的な消費者教育の実施状況や平成25年度「連携・協働による消費者教育推進事業」の実施状況等を踏まえ、文部科学省の消費者教育推進委員会*による分析や効果的な推進のための提言やアドバイス等をまとめています。

地方自治体や大学等の関係者の皆さんが、地域における様々な主体の連携と協働による消費者教育を推進していく際の参考資料としてご活用いただけるよう以下の構成になっています。

第1部 消費者教育推進法施行に伴う消費者教育の取組の現状と課題

この章では、文部科学省が平成22年度に教育委員会や大学等を対象に実施した消費者教育に関する取組状況調査（平成23年3月報告）のフォローアップ調査として、平成25年度に実施した調査結果と調査結果から見る課題や今後期待されることなどを、消費者教育推進委員会による分析ポイントとして掲載しています。

第2部 多様な主体の連携・協働による実証的共同研究の成果と課題

この章では、平成25年度における文部科学省の委託事業「連携・協働による消費者教育推進のための実証的共同研究」を実施した4団体（中萩校区まちづくり推進委員会、特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム、国立大学法人静岡大学、雲南市教育委員会）の共同研究の具体的な内容や成果を記載するほか、消費者教育推進委員会による検証と研究の成果を参考に他の地域でも実施する際のポイントを掲載しています。

第3部 多様な主体の連携・協働による消費者教育の推進体制づくりと支援

この章では、地域における多様な主体の連携・協働による消費者教育の推進体制づくりを応援するため、25年度からの新たな取組として、地方自治体からの求めに応じて消費者教育の先駆的实践者を派遣する「消費者教育アドバイザー」制度の概要やアドバイザーの活動状況、消費者庁との連携により開催した「消費者教育フェスタ」の開催状況を記載しています。

このほか、報告書の巻末では、消費者教育推進委員会の各委員による今後の多様な主体の連携・協働による消費者教育推進のためのアドバイスや提言を記載しています。

*文部科学省で開催している有識者会議。広く有識者からの協力を得て、地域における消費者教育の連携・協働の体制づくりや「連携・協働による消費者教育推進事業」の円滑かつ効果的な実施等について、検討・検証等を行っている。構成委員は93ページ参照。